

福岡市老人クラブ運営基準

(令和5年4月1日改正)

1 目的

老人クラブは、高齢者の知識及び経験を生かして社会に貢献するため、多様な社会活動を行うとともに、高齢者自身はその活動を通じ、生活を豊かなものとし、健康で明るい長寿社会づくりに資することを目的とする。

2 組織

(1) 会員の年齢は、おおむね60歳以上とする。

ただし、クラブ活動が円滑に行われるため、60歳未満の会員の加入を妨げないものとする。

(2) 会員は、クラブ活動が円滑に行われる程度の本市内の同一小地域内に居住する者とする。

ただし、同一小地域で組織することが困難と認められる場合は、当該小地域を越える区域における組織化を妨げないものとする。

(3) 会員数は、おおむね30人以上とする。

(4) 老人クラブの会員の互選により、会長及び会計を置くとともに必要に応じて役員を置くことができるものとする。

3 運営

(1) 老人クラブの運営は、会員により自主的に行われるものとする。

(2) 老人クラブの運営は、会則を定めて行われるものとする。

(3) 会員はクラブ活動費に充てるため、原則として定期的に会費を納入するものとする。ただし、特別の事情がある場合に、会則等により会費の減額等を行うことができるものとする。

また、町内会からの助成金等の自主財源がある場合は、会費を納入しないことができるものとする。

4 活動

(1) 老人クラブは、高齢者自らの生きがいを高め健康づくりを進める活動やボランティア活動をはじめとした地域を豊かにする各種活動を行うものとする。

(2) 老人クラブの活動は、年間を通じて恒常的かつ計画的に行うものとし、10人以上の会員が常時参加するものとする。ただし、酷暑期及び厳寒期、雨天・台風・降雪等の荒天、感染症の流行などの状況による場合においては、この限りではない。

5 経理

老人クラブは、クラブ活動に係る収入及び支出の状況を常に明確にしておくとともに、関係帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければならない。